

議案第33号 工事請負契約の変更について

大木中学校校舎の増改築工事について

【概要】 鈴鹿市立大木中学校校舎増改築工事について、賃金などの急激な変動に対処するための契約条項であるインフレスライド(※)の適用対象工事となったことから、工事請負契約額を増額するため、工事請負契約を変更するもの。

※インフレスライド…工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づき「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金の変更を請求できる措置。

質疑 インフレスライドの対象になるとのことだが、検証は行ったのか。また、どのような形で実施したのか。

答弁 インフレスライドの対象となるのは残工事の部分である。これまでに完成している部分に関しては、問題がないことを確認し、金額を算出している。

質疑 鋼材などの物価上昇によって、業者からの見積金額が増額した場合、見積金額の妥当性はどのように確認しているのか。

答弁 鋼材などの価格は、令和3年8月から令和4年4月にかけて上昇している。資材単価を調査している調査会社からの資料を参考にして、業者から提出された見積金額を確認している。

質疑 建築工事の進捗率はどのくらいか。

答弁 建築工事の進捗率は30%である。



大木中学校校舎の完成イメージパース